

令和5年
4月
第52号

あさひ 農委だより

編集・発行
旭市
農業委員会
電話
0479-74-7187



将来への備えで安心

旭市横根 野口 聡さん

農業者年金に加入した、野口聡さん（41才）とお父様で農業委員の野口欣一さん。

聡さんは20年前に就農して、ご家族でキャベツやサニーレタスなどの露地野菜を生産しています。

今回、農業者年金に加入したきっかけをお伺いしました。

お父様の欣一さんは、令和2年7月から農業委員を務めており、業務の一つに農業者年金の加入推進があります。旧制度の農業者年金を知っている欣一さんは、農業者年金に対してあまり良い印象を持っていませんでした。しかし、現行の制度は主に将来受け取る年金を自ら積み立てる方式であり、保険料の全額を、確定申告で社会保険料の控除対象にできることなどを委員活動の中で知ることができ、これからも農業を続けていく聡さんに適した制度だと感じ、加入を勧めたそうです。

聡さんも、保険料の額の変更が届出のみで簡単にできることや、一度やめても再加入もできることなど、状況に応じた対応ができることが加入の決め手になったそうです。

なにより国民年金の上乗せ年金として、将来の備えになることに魅力を感じたとのことでした。

今後は、農業者仲間にも進めていきたいと話してくれました。

受付期間(土・日・祝日を除く)	総会開催予定日
令和5年3月16日(木)～20日(月)	令和5年4月5日(水)
令和5年4月17日(月)～20日(木)	令和5年5月8日(月)
令和5年5月16日(火)～19日(金)	令和5年6月6日(火)
令和5年6月16日(金)～20日(火)	令和5年7月5日(水)
令和5年7月18日(火)～20日(木)	令和5年8月4日(金)
令和5年8月16日(水)～18日(金)	令和5年9月5日(火)
令和5年9月19日(火)～20日(水)	令和5年10月5日(木)
令和5年10月16日(月)～20日(金)	令和5年11月6日(月)
令和5年11月16日(木)～20日(月)	令和5年12月5日(火)
令和5年12月18日(月)～20日(水)	令和6年1月5日(金)
令和6年1月16日(火)～19日(金)	令和6年2月5日(月)
令和6年2月16日(金)～20日(火)	令和6年3月5日(火)

*農地法第4条・第5条関係（農地転用）につきましては、千葉県知事の許可となるため、事前相談のうえ、申請書や添付書類に不備や不足がないよう余裕をもって、手続きをお願いします。

令和5年度 農用地利用集積計画締切日

	申請締切日		申請締切日
第1次	令和5年3月3日(金)	第7次	令和5年9月1日(金)
第2次	令和5年4月7日(金)	第8次	令和5年10月6日(金)
第3次	令和5年5月8日(月)	第9次	令和5年11月6日(月)
第4次	令和5年6月2日(金)	第10次	令和5年12月1日(金)
第5次	令和5年7月7日(金)	第11次	令和6年1月5日(金)
第6次	令和5年8月4日(金)	第12次	令和6年2月2日(金)

農地法許可申請等の手続について

令和5年度農地法許可申請等に係る農業委員会総会等の日程につきましては、左表のとおり予定しております。

申請受付期間は、毎月16日から20日（土・日・祝日を除く）です。申請の際は、事前相談のうえ手続きをお願いします。



旭市賃借料情報（令和4年中に締結された賃貸借における水準）

単位:円/10a					
地 域		平均額	最高額	最低額	データ数
旭 地区	田	15,800円	22,500円	11,000円	33
	畑	20,400円	40,000円	9,800円	40
海上地区	田	15,400円	23,000円	11,000円	12
	畑	23,600円	37,000円	11,100円	23
飯岡地区	田	14,200円	20,400円	10,000円	69
	畑	20,000円	32,700円	15,000円	7
干潟地区	田	17,100円	25,000円	8,000円	107
	畑	17,100円	25,000円	10,000円	48
(参考)旭市平均	田	16,400円			
	畑	19,500円			

*1 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg 当たり11,000円に換算してあります。

*2 金額は、算出結果を四捨五入し 100円単位としています。

*3 「(参考)旭市平均」の平均額は、各区分の全データ数に基づき算出した値です。

*4 平均額の算定に当たって、著しく高額または低額のものは除いてあります。

令和5年度 旭市農作業標準賃金及び標準農作業料金表

	区 分	金 額	備 考
農作業賃金 (消費税は 含まない)	水田作業一般	8,500円	1日当り 実働8時間(手作業) 賄い回数2回
	畑作業一般	8,200円	1日当り 実働8時間(手作業) 賄い回数2回
機械による 農作業賃金 (消費税は 含む)	水田耕起(トラクター)	5,800円	10アール当り
	水田代かき(トラクター)	6,300円	10アール当り ドライブハローを使用した仕上げ
	畦塗り(トラクター)	37円	1m当り
	植付(田植機)	7,200円	10アール当り 苗費は含まない
	刈取・脱穀(コンバイン)	18,400円	10アール当り 籾運搬費用は含まない
	乾燥・調製	2,700円	60kg当り 籾摺り含む
	刈取・乾燥・調製	38,300円	10アール当り 籾運搬費用は含む
	育苗	720円	1箱当り
	肥料散布(ブロードキャスター)	1,100円	10アール当り
	畑耕起	5,800円	10アール当り

〈表の見方〉

この表は、農作業を依頼するときの目安となるものですので、農地の状況により依頼者と受託者双方で十分話し合ってください。

旭市親元就農チャレンジ支援金

市では、次世代を担う農業後継者の就農意欲の喚起と定着を図るため、親元で就農した方に対し、支援金を支給しています。

対象者 次の全てに該当する方

- 旭市内の農地で農業を営む者の子又は孫である
- 就農日における年齢が18歳以上50歳未満である
- 就農日が平成31年1月以降であり、親等の税務申告書類で親元就農の事実が確認できる

支援金 一律20万円/年

(最長5年間 最大100万円の支援)

【お問い合わせ】

農水産課 振興班 ☎0479-74-3671



農業者年金で、安心して豊かな老後を!

農業者年金は、農業者のための安定した積立方式の公的年金です。

農業者年金とは?

- ①積立方式なので、積み立てた金額に応じた額の年金を受給できます!
また、年金額が加入者・受給者数に左右されない、少子高齢時代に強い年金です。
- ②年金は一生涯支給されます! 80歳までに亡くなられた場合は、80歳までに受け取る予定であった分のお金を、ご遺族が受け取ることができます。
- ③認定農業者など、担い手の方は、国が保険料を一定の割合で負担してくれる制度もあります!
- ④税制面でも大きな優遇があります。

次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます

- ①国民年金第1号被保険者であること
- ②年間60日以上 of 農業従事者
- ③60歳未満であること



農業者年金を受給している方は、現況届の提出を忘れずに!

農業者年金を受給している方には、5月末に、農業者年金基金から「現況届」の用紙が郵送されます。これは、受給する資格があるか毎年確認を行うものです。必要事項を記入の上、必ず期限までに農業委員会事務局まで提出してください。

提出されない場合は、年金の差し止めとなる場合もありますので、忘れずにお願いします。

【提出期間】 6月1日から6月30日まで

【お問い合わせ】

農業委員会事務局 ☎0479-74-7187

